

平成30年第2回定例会12月議会提出議案概要書

総務局総務管理室総務課
総務局財務室

議 案 目 録

- 議案第 9 6 号 明石市児童相談所設置条例制定のこと
- 〃 第 9 7 号 明石市更生支援及び再犯防止等に関する条例制定のこと
- 〃 第 9 8 号 明石市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定のこと
- 〃 第 9 9 号 明石市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定のこと
- 〃 第 1 0 0 号 明石市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 1 0 1 号 明石市農業共済条例の全部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 1 0 2 号 明石市議会議員及び明石市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 1 0 3 号 明石市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 1 0 4 号 明石市高齢期移行者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 1 0 5 号 明石市重度障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 1 0 6 号 明石市介護保険条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 1 0 7 号 明石市保健所設置条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 1 0 8 号 平成 3 0 年度明石市一般会計補正予算（第 3 号）
- 〃 第 1 0 9 号 平成 3 0 年度明石市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 〃 第 1 1 0 号 平成 3 0 年度明石市財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 〃 第 1 1 1 号 平成 3 0 年度明石市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 〃 第 1 1 2 号 平成 3 0 年度明石市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 〃 第 1 1 3 号 議決事項一部変更のこと
- 〃 第 1 1 4 号 市有土地処分のこと
- 〃 第 1 1 5 号 明石市立高齢者ふれあいの里に係る指定管理者の指定のこと
- 〃 第 1 1 6 号 地方独立行政法人明石市立市民病院第 3 期中期目標制定のこと

- 議案第 1 1 7 号 明石市職員の給与に関する条例及び明石市立学校職員の
給与等に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 1 1 8 号 明石市特別職の職員の給与に関する条例及び明石市公営
企業管理者の設置及び給与等に関する条例の一部を改正
する条例制定のこと
- 報告第 2 3 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

1 要 旨

児童福祉法の規定に基づき本市に児童相談所を設置することにつき、新たに条例を制定しようとするもの。

2 内 容

児童相談所の名称及び位置を規定

(1) 名称 明石こどもセンター

(2) 位置 明石市大久保町ゆりのき通1丁目4番地の7

3 施行期日

平成31年4月1日

1 要 旨

すべての市民が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、罪に問われた者等が円滑に社会復帰するための施策等を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。

2 内 容

(1) 更生支援に関する施策の基本理念を規定

ア 罪に問われた者等の特性に応じた支援等を総合的に行うことにより、罪に問われた者等が、地域社会において孤立することなく、市民等の理解と協力を得て、地域社会をともに構成する一員となることができるようにすること。

イ 罪に問われた者等が自立した個人として尊重されるべきであること及び本人の意思が尊重されるべきであることとの認識の下に支援等を行うこと。

ウ 市、関係機関等及び市民等が、それぞれの適切な役割分担を踏まえた相互に密接な連携等を行った上で、罪に問われた者等が、地域で安定した生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を、早期に、総合的に、また、途切れることなく受けることができるようにすること。

(2) 基本理念の実現に向けた市の責務、関係機関等及び市民等の役割並びに市及び関係機関等の連携協力について規定

(3) 市が行う基本的な施策を規定

ア 特性に応じた支援等

イ 就労の支援等

ウ 非行少年等に対する支援等

エ 住居の確保等の支援等

オ 福祉サービス等の提供による支援等

(4) 罪に問われた者等が地域社会で共生するために必要な事項について
規定

ア 地域社会における共生への配慮

イ 地域における見守り等

ウ 地域活動への参加促進

エ 親族等に対する情報提供等

(5) 更生支援に関する施策の実施のための基盤整備、市民等の理解増進
等について規定

ア 更生支援に必要な体制の整備等

イ 更生支援に関する調査研究

ウ 市民等の理解の増進

エ 民間の団体等に対する援助

3 施行期日

平成31年4月1日

1 要 旨

第7次地方分権一括法により障害児通所支援事業者の指定等の権限が都道府県から中核市に移ることに伴い、児童福祉法に基づき指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。

(障害児通所支援の事業：児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等のサービスの提供)

2 内 容

(1) 事業に係る人員、設備及び運営に関する基準を規定

ア 従業者の職種、員数及び資格の基準

イ 事業に必要な設備、備品等の基準

ウ 事業の運営に当たって事業者が従うべき基準

(2) 指定事業者の指定申請をすることができる者の要件を規定

3 上記基準の考え方

運営に当たって事業者が従うべき基準につき、市独自の基準として障害福祉サービスの事業と同様に、不適切な身体拘束及び虐待の防止に関する研修の実施等を定める。その他については、省令で定める基準に準拠する。

4 施行期日

平成31年4月1日

1 要 旨

本市に児童相談所を設置するに当たり、児童福祉法において児童相談所設置市が定めることとされている指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。

(障害児入所施設：施設に入所する障害児を対象に、日常生活の指導、知識技能の付与等を行う施設)

2 内 容

(1) 事業に係る人員、設備及び運営に関する基準を規定

ア 従業者の職種、員数及び資格の基準

イ 施設に備えるべき設備の基準

ウ 施設の運営に当たって設置者が従うべき基準

(2) 指定障害児入所施設の指定申請をすることができる者の要件を規定

3 上記基準の考え方

運営に当たって設置者が従うべき基準につき、市独自の基準として障害者支援施設と同様に、不適切な身体拘束及び虐待の防止に関する研修の実施等を定める。その他については、省令で定める基準に準拠する。

4 施行期日

平成31年4月1日

1 要 旨

児童福祉法により児童相談所の設置に際して市が定めることとされている新たな児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を、現行の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に加えようとするもの。

2 内 容

(1) 新たに対象となる児童福祉施設

- ア 乳児院
- イ 児童厚生施設
- ウ 児童養護施設
- エ 障害児入所施設
- オ 児童発達支援センター
- カ 児童心理治療施設
- キ 児童自立支援施設
- ク 児童家庭支援センター

(2) 条例で定める基準

- ア 職員の職種、資格及び員数に関する基準
- イ 施設に備えるべき設備に関する基準
- ウ 運営に当たって設置者が従うべき基準

(3) 基準の考え方

運営に当たって設置者が従うべき基準につき、市独自の基準として、他の児童福祉施設と同様に虐待の防止等を定める。その他については、省令で定める基準に準拠する。

3 施行期日

平成31年4月1日

1 要 旨

農業災害補償法の一部改正により農業共済制度の大幅な改正が行われたことに対応するため、条例の全部を改正しようとするもの。

2 内 容

(1) 農作物共済の主な改正点

ア 当然加入制の廃止

一定規模以上の耕作を行う者は共済加入が義務付けられているところ、任意で加入できるようにする。

イ 引受方式の見直し

ほ場ごとに現地調査のうえ収穫減少量を評価して共済金を支払う一筆方式を平成33年産までで廃止するとともに、農業者ごとに統計データを基に損害を評価して共済金を支払う地域インデックス方式等を新たに設ける。

(2) 家畜共済の主な改正点

家畜死亡時にその資産価値を補てんする死亡廃用共済と家畜の診療費を補てんする疾病傷害共済のセット加入義務を廃止し、一方のみに加入すること及び両者に加入する場合にそれぞれの補償割合を別に設定することを可能とする。

(3) 園芸施設共済の主な改正点

近年、被覆していない期間においても風水害等による被害があることから、被覆している期間だけ加入する短期加入制度を廃止する。

3 施行期日

兵庫県知事の認可のあった日又は公布の日のいずれか遅い日

議案第102号

明石市議会議員及び明石市長の選挙における選挙運動の
公営に関する条例の一部を改正する条例制定のこと

1 要 旨

公職選挙法の一部改正により、市議会議員の選挙において、候補者の選挙運動用ビラの頒布が可能となるとともに、条例で定めることによりビラの作成費用を公費負担できるようになることに伴い、ビラの作成費用を公費負担することを定めようとするもの。

2 内 容

1枚当たりの作成単価（7円51銭を上限）×作成枚数（4,000枚を上限）を限度額として、選挙運動用ビラの作成費用を公費負担する。

3 施行期日

平成31年3月1日

1 要 旨

母子家庭等医療費助成の助成額の算定に必要な市民税の課税の有無の判定を行うに当たり、未婚のひとり親を地方税法上の寡婦又は寡夫と同様に扱うための特例を定めようとするもの。

2 内 容

市民税非課税者は低所得者として医療費の自己負担限度額が低くなりうるのところ、医療費助成に関しては未婚のひとり親を地方税法上の寡婦又は寡夫と同様に取り扱い、合計所得金額が125万円以下である未婚のひとり親は市民税非課税者に該当するものとする。

3 施行期日

公布の日から施行し、平成30年9月1日から適用

1 要 旨

高齢期移行者医療費助成の要件である市民税の課税の有無を判定するに
当たり、未婚のひとり親を地方税法上の寡婦又は寡夫と同様に取り扱うた
めの特例を定めようとするもの。

2 内 容

高齢期移行者医療費助成の対象者となるには市民税非課税者であること
が必要なところ、医療費助成に関しては未婚のひとり親を地方税法上の寡
婦又は寡夫と同様に取り扱い、合計所得金額が125万円以下である未婚
のひとり親は市民税非課税者に該当するものとする。

3 施行期日

公布の日から施行し、平成30年9月1日から適用

1 要 旨

重度障害者医療費助成を受けるための所得要件を満たしているかどうかの判定及び助成額の算定要素である市民税の課税の有無の判定を行うに当たり、未婚のひとり親を地方税法上の寡婦又は寡夫と同様に取り扱うための特例を定めようとするもの。

2 内 容

重度障害者医療費助成の所得要件（市民税の所得割の額が一定額以下であることが必要）の判定及び低所得者として医療費の自己負担限度額が低くなるための要件（市民税非課税者であることが必要）の判定を行うときに、次のとおり未婚のひとり親を地方税法上の寡婦又は寡夫と同様に取り扱うこととする。

- (1) 合計所得金額が125万円以下である場合、市民税非課税者として取り扱う。
- (2) 市民税の所得割の額を算出する際に、寡婦（寡夫）控除と同様の所得控除を行う。

3 施行期日

公布の日から施行し、平成30年9月1日から適用

1 要 旨

介護保険法施行令（以下「令」という。）の一部改正に伴い、規定の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

引用法令の条項移動に伴う規定の整備

（現行）

（改正）

令第38条第4項 → 令第22条の2第2項

3 施行期日

公布の日

1 要 旨

あかし保健所に附帯施設を設置することに伴い、その設置及び管理に関する事項を定めようとするもの。

2 内 容

現在、明石市立産業交流センターの施設として位置付けられている多目的ホール及び駐車場を、あかし保健所の附帯施設として位置付けし直す。

(1) 設置する附帯施設及びその使用料

ア 多目的ホール

明石市立産業交流センター条例で定める額の7割相当額とする。

(例) 全面・全日使用の場合

(現行) 104,400円 → (改正) 73,200円

イ 駐車場

1台30分につき100円として、1日当たり700円を上限とする。

(現在と同じ。)

(2) 多目的ホールの使用許可

営利事業者が物品販売等の営業行為をする場合には、使用を許可しないこととする。

(3) 明石市立産業交流センター条例の廃止

3 施行期日

平成31年4月1日。ただし、施行前の準備行為は行うことができる。

今回の補正は、歳出で、保育の質の向上に係る認可外保育所等支援事業費をはじめ、小学校特別教室の空調設備設計委託料、入学準備費の支給単価増額に係る小中学校就学援助事業費、国県補助金精算等償還金の追加等を行うとともに、歳入で、繰越金の追加等を行うもの。

また併せて、市制施行100年記念事業（あかし伝統夢まつり）、ハザードマップ改定事業、市民会館大ホール舞台機構改修事業に係るもののほか、新年度開始前に一般競争入札方式により入札手続を行うものなどについて、債務負担行為を追加するもの。

〔 補正額 176,014 千円 補正後 110,126,383 千円 〕

歳入

国庫支出金	8,239 千円	衛生費国庫負担金	27,900 千円
		総務費国庫補助金	3,600 千円
		衛生費国庫補助金	400 千円
		民生費国庫負担金	△23,661 千円
県支出金	△52,037 千円	総務費県委託金	16,500 千円
		土木費県委託金	10,000 千円
		民生費県負担金	△78,537 千円
寄附金	22,800 千円	総務費寄附金	
繰入金	20,000 千円	福祉施設整備基金繰入金	
繰越金	170,312 千円	前年度繰越金	
市債	6,700 千円	教育債	

歳 出

投資的経費	29,500 千円	地域活動（財産区） 補助事業費	22,800 千円
		小学校施設 整備事業費	6,700 千円
補助費等	106,080 千円	国県補助金 精算等償還金	102,000 千円
		認可外保育所等 支援事業費	4,080 千円
扶助費	66,335 千円	難病保健事業費	27,000 千円
		感染症対策事業費	20,000 千円
		小中学校就学 援助事業費	19,335 千円
物件費等	57,700 千円	地域福祉推進 拠点整備事業費	20,000 千円
		兵庫県議会議員 選挙執行経費	16,500 千円
		海岸施設維持 管理事業費	10,000 千円
		ユニバーサルデザイン のまちづくり事業費	7,200 千円
		中学校管理 運営事業費	4,000 千円
繰出金	△83,601 千円	国民健康保険事業 特別会計繰出金	

債務負担行為
追加分

事 項	限度額 (千円)	期間 (年度)
市制施行 100 年記念事業（あかし伝統夢まつり）	17,000	H31
ハザードマップ改定事業	18,000	
市税納税通知書製本及び封入封緘業務委託	11,047	
市民会館大ホール舞台機構改修事業	39,000	
天文科学館施設維持管理業務委託	6,877	
大気常時監視局測定装置保守点検業務委託	10,390	
有害大気汚染物質等モニタリング業務委託	4,465	
水質監視分析検査業務委託	16,315	
微小粒子状物質成分分析業務委託	7,880	
収集事業課施設維持管理業務委託	2,943	
小動物の死体の収集運搬に関する業務委託	7,085	
あかし動物センター維持管理業務委託	26,200	
砂浜等清掃業務委託	14,000	
海岸施設等ごみ収集運搬業務委託	5,400	
港湾環境美化事業清掃等業務委託	8,662	
公園内ごみ収集及び運搬処理業務委託	10,446	
公園樹木等維持管理業務委託	46,290	
明石北わんぱく広場管理業務委託	15,150	
街路灯新設・維持補修工事	56,900	
屋外広告物除却業務委託	6,999	
道路除草業務委託	7,686	
道路維持補修事業清掃等業務委託	29,396	
区画線・道路標示新設補修工事	10,000	
道路反射鏡・道路標識新設補修工事	14,000	
安全防護柵新設補修工事	15,000	
道路舗装補修工事	125,697	
道路等維持補修工事	248,917	
街路樹維持管理事業樹木剪定等業務委託	56,640	
河川美化事業清掃等業務委託	13,992	
排水路浚渫工事	30,000	
学校園樹木害虫防除業務委託	6,000	
警備員配置及び防犯カメラ等設置業務委託	22,000	
消防庁舎等清掃業務委託	8,140	
消防庁舎施設維持管理業務委託	4,670	

今回の補正は、歳出で、国庫負担金等精算に係る償還金を追加するとともに、歳入では、一般会計繰入金を減額する一方、前年度繰越金を追加するもの。

[補正額 360,985 千円 補正後 33,361,258 千円]

歳 入

繰 入 金 $\Delta 83,601$ 千円 一般会計繰入金

繰 越 金 444,586 千円 前年度繰越金

歳 出

諸 支 出 金 360,985 千円 国庫負担金等
精算金償還

今回の補正は、大窪村財産区の補正をしようとするもので、歳出で、指定寄附金を追加する一方、予備費を減額するもの。

〔 補正額 0 千円 補正後 6,138,516 千円 〕

歳 出

諸	費	22,800 千円	指 定 寄 附 金
			大窪村財産区
予	備 費	△22,800 千円	

議案第 1 1 1 号

平成 3 0 年度明石市水道事業会計補正予算（第 1 号）

今回の補正は、新年度開始前に一般競争入札方式等により入札手続を行うものについて、債務負担行為の追加を行うもの。

債務負担行為

事 項	限度額 (千円)	期間 (年度)
浄水場運転管理包括業務委託	425,000	H31～H33
配水場・浄水場施設警備業務委託	9,000	H31
施設維持管理業務委託	15,500	H31
配水管等補修工事	220,000	H31
源井設備水中ポンプ修繕	20,000	H31
水道メーター修繕	38,500	H31

今回の補正は、新年度開始前に一般競争入札方式等により入札手続を行うものについて、債務負担行為の追加を行うもの。

債務負担行為

事 項	限度額 (千円)	期間 (年度)
浄化センターほか夜間休日運転管理包括業務委託	569,435	H31～H33
浄化センターほか運転管理包括業務委託	997,123	H31～H33
下水道各種施設維持管理及び取付管設置等工事	196,666	H31
浄化センター・ポンプ場維持管理業務委託	19,824	H31
浄化センター・ポンプ場処理施設浚渫工事	11,100	H31
汚泥運搬業務委託	59,386	H31

1 要 旨

平成 3 0 年第 1 回定例会 3 月議会において議決を受けた（仮称）明石こどもセンター新築（建築）工事請負契約について、利用者の心理面に配慮し、安心して落ち着いた環境で利用してもらえるよう内装及び建具の仕様を変更すること等に伴い、その一部を変更するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提案するもの。

2 内 容

請負金額の変更

（変更前）		（変更後）
408,240,000 円	→	434,091,960 円
		（25,851,960 円増額）

（参考）

相手方	関西建設工業株式会社	明石本店
工事期限	平成 3 1 年 2 月 8 日	

1 要 旨

市有土地を処分することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

2 処分しようとする土地の表示

所在地 明石市大久保町ゆりのき通 2 丁目 5 0 番 6

地 目 宅地

面 積 3 5, 6 8 0. 1 8 平方メートル

3 処分価格 金 6, 6 8 5, 2 8 2, 0 0 0 円

4 処分の相手方

(1) 大阪府大阪市北区中之島 3 丁目 3 番 2 3 号

関電不動産開発株式会社

代表取締役 勝 田 達 規

(2) 東京都千代田区大手町 1 丁目 6 番 1 号

三菱地所レジデンス株式会社

代表取締役 脇 英 美

(3) 大阪府大阪市北区中之島 2 丁目 2 番 7 号

J R 西日本不動産開発株式会社

代表取締役 柴 田 信

(4) 東京都千代田区大手町 1 丁目 3 番 2 号

住友林業株式会社

代表取締役 市 川 晃

5 処分の目的

市有地を処分することにより、民間活力による良好な住環境の誘導等を図り、周囲と調和のとれたまちづくりを行うため。

1 要 旨

明石市立高齢者ふれあいの里の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

2 指定管理者に管理を行わせる施設

(1) 高齢者ふれあいの里中崎

明石市中崎 1 丁目 2 番 2 2 号

(2) 高齢者ふれあいの里大久保

明石市大久保町大窪 3 4 2 3 番地

(3) 高齢者ふれあいの里魚住

明石市魚住町西岡 3 6 7 番地の 4

(4) 高齢者ふれあいの里二見

明石市二見町西二見 6 0 5 番地の 1

3 指定管理者となる団体

S D H S ・ N T T ファシリティーズ共同事業体

代表者 東京都調布市調布ヶ丘 3 丁目 6 番地 3

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

代表取締役 関 口 昌 太 朗

4 指定期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで

1 要 旨

地方独立行政法人明石市立市民病院に指示する中期目標を定めることにつき、地方独立行政法人法第 2 5 条第 3 項の規定により議会の議決を求めるもの。

2 内 容

(1) 中期目標の期間

2 0 1 9 年 4 月 1 日 から 2 0 2 3 年 3 月 3 1 日 まで

(2) 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- ア 市民病院としての役割の明確化
- イ 高度な総合的医療の推進
- ウ 利用者本位の医療サービスの提供
- エ 地域とともに推進する医療の提供
- オ 総合力による医療の提供
- カ 医療の質の向上

(3) 業務運営の改善及び効率化に関する事項

- ア 医療職が集まり成長する人材マネジメント
- イ 経営管理機能の充実
- ウ 構造改革の推進

(4) 財務内容の改善に関する事項

- ア 業績管理の徹底
- イ 安定した経営基盤の確立

1 要 旨

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定の取扱いに準じて、本市一般職の職員の給料月額の上上げ及び期末・勤勉手当の改定を行おうとするもの。

2 内 容

(1) 給料表の改定（給料水準を平均 0.2% 上上げ）

(2) 勤勉手当の支給率の上上げ（100分の5の上上げ）

ア 平成30年度12月期

（現行）100分の90 → （改正）100分の95

〔再任用職員（現行）100分の42.5 → （改正）100分の47.5〕

イ 平成31年度6月期以降

（現行）100分の95 → （改正）100分の92.5

〔再任用職員（現行）100分の47.5 → （改正）100分の45〕

(3) 平成31年度以降の期末手当の支給率を平準化

6月期及び12月期の支給率をともに100分の130（再任用職員にあっては、100分の72.5）とする。

（年間の支給率に増減はなし。）

3 施行期日

公布の日から施行し、2の(1)は平成30年4月1日から、2の(2)アは平成30年12月1日から適用する。ただし、2の(2)イ及び(3)は、平成31年4月1日から施行する。

議案第118号

明石市特別職の職員の給与に関する条例及び明石市公営
企業管理者の設置及び給与等に関する条例の一部を改正
する条例制定のこと

1 要 旨

人事院勧告を踏まえた本市一般職の職員の給与改定の取扱いに準じて、本市の特別職の職員及び公営企業管理者の期末手当の支給率を引き上げようとするもの。

2 内 容

期末手当の支給率の引上げ（100分の5の引上げ）

(1) 平成30年度12月期

（現行）100分の225 → （改正）100分の230

(2) 平成31年度以降

ア 6月期

（現行）100分の210 → （改正）100分の220

イ 12月期

（現行）100分の230 → （改正）100分の220

3 施行期日

公布の日から施行し、平成30年12月1日から適用する。ただし、2の(2)は、平成31年4月1日から施行する。

1 要 旨

交通事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、平成30年9月27日専決処分したので、報告するもの。

2 内 容

(1) 損害賠償額 金 51,000円

(2) 相手方 明石市在住の個人

(3) 事故の内容 平成30年7月23日明石市岬町1番5号地先の信号機による交通整理が行われていない交差点において、総務局総合安全対策室の職員が運転する本市所有の軽乗用車が直進するため交差点に進入した際、左方から走行してきた相手方軽貨物自動車と接触し、損害を与えたもの。